



北原 芳史議員

定住促進について

問 平野地区に計画の分譲住宅の進捗状況について伺う。

答 今年度4月から基本設計に取りかかり、5月原案作成、8月末に基本計画がまとまり現在、実施設計を行っている。上下水道の確保のため、8月末からさく井工事を約440万円かけて実施中。造成工事の発注時期としては交付金決定後10月末から11月初めになる予定で行っている。平成21年度当初に価格を設定し販売。

問 昨年の補正で土地を購入し計画ではひと梅雨うたせて分譲できればとの計画ではなかったかと思うが。

答 隣接する用地との交渉や、河川の境界等の問題で遅れたことは反省している。

問 分譲地に看板の設置が必要と考えるが如何か？

答 9月末から10月にかけて早急に案内看板の設置を行う。又、国交省の地域住宅交付金制度を利用し、一般財源を使わずに事業を進めていく計画で遅れが生じた。

問 各校区における空家の状況と利活用について伺う。

答 7月から企画室を中心に、各行政区の区長を通じて調整を行っている状況である。現在66行政区の内50行政区を確認をし、180戸の空家が確認されている、未調査の行政区が存在するので全体で330戸ぐらいあると推測している。賃貸とか売買が可能かの把握をし、空家バンク制度なるものをホームページ等に掲載して定住促進を行う。

問 町営住宅の運営状況と維持管理について。

答 町営住宅は6団地有り、昭和55年から平成5年まで98戸が建設されており、経過年数も28年から15年経っている。家賃の平均は1万8,000円、平成19年度決算での滞

納額466万円。明け渡し請求及び訴訟については近隣市町村の状況に応じて実施している。建物の維持管理では、風呂釜の交換、浴槽の修繕及び交換等が有り年間250万円の予算計上をしている。



定住促進事業『平野地区分譲地』用地造成現場

環境保全対策について

問 町内に有る山砂採取の採取後の地下水保全についての影響が心配されるが、どの様になっているか。

答 採石法の法律に基づき、採取を行う業者が県に対して許可申請を行うことになっている。林地については森林法に基づく林地開発許可申請を県に対して行う。地区によっては業者と地元間で公害防止協定を交わし、農業用水や生活用水に支障が出ない様対策を講じる。となっており問題等は発生していない。

問 跡地の利用状況はどうか。

答 三加和地区では工場移転が一件あり、菊水地区では町営住宅を作った所が一件、分譲住宅団地が一件有る。更に農地であった所は、農地法の適用を受け、現状復帰が基本となっている。

問 今後の開発計画について。

答 現在のところ申請等は上っていない。

問 地元と業者間でのトラブルをなくすためにも行政が必要と考えるが如何か？

答 年に1回は話し合いの場を設け、問題が起きないように対応している。又、今後も跡地利用についても方向性を検討していく。



山砂採取現場



古閑 修一議員

農業問題について

問 中山間地域総合整備事業採択に向けての進捗状況について伺う。

答 本町における事業量は、圃場整備事業が13ヶ所89ヘクタール。本年度、実施計画を策定する段階で、現地調査を踏まえて地元と協議しながら、整備する範囲の確定を行い、道路、水路のつけ方、区画割りの仕方等を検討することとして。来年度、国の審査を受けると共に、関係省庁との協議、許可申請など事務手続きを行う。翌22年度、事業採択と同時に一部着工になるかと考えている。

問 耕作放棄地対策推進協議会のメンバーと、今後の活動について伺う。

答 農業振興促進協議会の委員をそっくりメンバーとし

て当てる。計21名である。10月22日より、1ヶ月かけて1筆ごと現地調査を行い、実態を把握する。

問 その調査後、一番大事なものは、耕作放棄地解消に向けての対策であるが、どう考えるか伺う。又、耕作放棄地の復旧に対する補助支援はないのか伺う。

答 国の方針に従い、その段階になれば当然、解消に向けて推進をやるべきだと考える。又、復旧支援については、農振地域内に限り、10アール当たり最高4万円の補助というような事で、現在県の方でその支援について考えているようである。



圃場整備が急がれる『上板楠地区』

定住促進について

問 平野地区における分譲宅地造成に関して、実際の分譲の時期はいつか。又、分譲に際して、希望者の審査なり条件についての考えを伺う。

答 価格、分譲の時期については、現時点で明確に言えないが、なるべく早い時期に示したい。又、入居の為の勧誘施策についてもなるべく早く示したいと考えている。

問 限界集落対策の意味から、空き家の利活用についての考えはないか伺う。又、防災の意味から、その対策についての考えを伺う。

答 所有者の方と十分話しながら、出来る部分については定住を進めていきたい。又、防災についての対策は、消防で調査しているが、実際その対策はとれていない状況だ。

問 空き家を貸し付けする為の家の改築に対する補助等の考えはないか伺う。

答 貸し借りに関して、どのような優遇処置をとるのか、又、修復に対してどういう資

金支援をするのか、指摘のとおりまだ十分煮詰めていないが、前向きに取り組んでいく。

学校統廃合問題について

問 6月議会最終日に於いて、統合についての町長表明がなされたが、4月の行政懇談会での説明、本年度当初の実施計画にもなかった事で、突然の表明であったと思うが、そこに至るまでのプロジェクトチームによる協議の内容も含め経緯について伺う。

答 これまでの各々の審議会、検討委員会の答申を受け判断した。今後、跡地問題も含めて、地域の方々の意見を踏まえて考え方を示していく。又、プロジェクトチームは、総務課企画から3名、財政から2名、建設課1名、経済課1名、総合教育課から1名である。各々の担当部署の意見を聞き協議をした。会議については、今までに延べ9回行った。

問 三加和地区における統廃合についての考えを伺う。

答 菊水地区を整備する中

で三加和地区の方々の理解を深めていきたい。

条例改正について

問 議長の報酬の額を3ヶ月間、3/10減額する規定を附則に加えて一部改正案が、議員発議により出され、それが議決された事について伺う。特別職報酬等審議会条例が制定された意味、経緯を考える時に、今回の事について、事前に本人から申し入れがあったのなら、当然町長が第3者機関の答申を受け発議すべきであったと思うが考えを伺う。

答 議会で議決された事なので、その事に関して尊重したいが、今日に至っては十分よかった事ではないと受けとめている。

問 議決後、町長の権限である拒否権により再議の考えはなかったか。案件を考える時、町民に対する説明責任、開かれた議会を根底に置いて考えるべきであり、今回の条例改正は町長として慎重に対処すべきであったと考える。その事を申し上げ質問を終わる。